

札健医助第 1792号
平成19(2007)年3月22日

医療機関各位

札幌市保健福祉局
健康衛生部長

道老・市老の高額医療費の申請の変更及び廃止のお知らせ

日ごろより本市の医療費助成事業に対して特段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道及び札幌市老人医療費助成受給者に係る高額医療費に該当した場合には、当該受給者に通知を行っております。しかし、平成18年10月から現役並み所得者の負担割合が2割から健康保険法と同じ3割になったことから、事前に高額医療費の計算を行うことができなくなりました。

したがいまして、この高額医療費の支給を受けるためには、区役所への申請が必要になりました。

また、平成20年4月1日をもって、当該老人医療費助成（道老・市老）を廃止することになりましたのでお知らせいたします。

記

1 高額医療費支給申請が必要になる対象者

道老・市老受給者の現役並み所得者（3割負担）の平成18年10月以降診療分が対象で、1か月の自己負担額が限度額を超えている方

2 高額医療費支給の申請方法

領収書、老人医療受給者証、健康保険証、振込先口座（本人以外の口座の場合には委任状が必要）のわかるものを持って、お住まいの区の区役所（福祉助成係）に申請書の提出を行います。

なお、健康保険の高額療養費に該当する場合又は支給を受けた場合には、保険者が発行した「保険給付に関する証明証」などの支給を証明する書類が必要です。

3 道老・市老の廃止

平成20年4月1日をもって廃止になることから、それ以降の当該受給者証は無効になりますので、お知らせいたします。

4 問い合わせ先

健康衛生部医療助成課老人医療係または各区役所の保健福祉課福祉助成係